

感染症予防対策支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県内においてコンベンションを開催する主催者が、参加者に対して新型コロナウイルス感染症予防対策を行うための経費について、予算の範囲内で助成するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成金の交付対象は、公益財団法人とっとりコンベンションビューローコンベンション開催助成金交付要綱（以下「開催助成金交付要綱」という。）に基づく交付対象に該当するものとする。ただし、合宿を除く。

2 前項の規定にかかわらず、令和3年10月31日までに開催助成金交付要綱による助成金交付申請を申し出ているもので、新型コロナウイルス感染症の影響により開催助成金交付要綱第3条（2）の条件を満たさなくなったもののうち、参加者が50人以上かつ県内の宿泊施設に宿泊する県外在住の参加者が延べ50人以上あるものについては交付対象とする。この場合、市町村が別に設けるコンベンション開催助成金との併用を可能とする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、コンベンション開催に伴う新型コロナウイルス感染症予防対策に係る経費とする。

(例示)

- ・飛沫防止パネルの制作、非接触式体温計、マスク、消毒液等の購入
- ・サーモカメラ、空気清浄機、ハイブリッド開催のための映像配信機材、設備等のレンタル（オペレーター費用含む）、Wi-Fi環境の整備等に伴う経費
- ・ソーシャルディスタンス確保のための追加会場費（屋内施設を利用するもので全会場費の20%を上限）

(助成金額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額とし、下表に掲げる参加者数の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額を上限とする。

参加者数	上限額
50人～499人	100,000円
500人以上	300,000円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 感染症予防対策支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 開催プログラム等、コンベンションの概要がわかるもの
- (3) 助成対象となる経費の見積書又は経費内訳のわかるもの

（助成金の交付決定）

第6条 理事長は、第5条による申請があったときは、その内容を審査し、助成対象と認められた場合は、速やかに助成金の交付決定を行い、感染症予防対策支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の変更申請）

第7条 申請者は、交付決定の通知を受けた後において申請にかかる事項を変更しようとするときは、あらかじめ感染症予防対策支援助成金変更（取消）承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

（助成金の変更承認）

第8条 理事長は、第7条による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、感染症予防対策支援助成金変更（取消）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び交付請求）

第9条 申請者は、助成事業を完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 感染症予防対策支援助成金実績報告書兼助成金交付請求書（様式第5号）
- (2) 助成対象となる経費が支払われたことを証明する書類（領収書等の写し）
- (3) コンベンション実施状況が分かる写真等
- (4) コンベンション参加者名簿（付表5-1）

2 前項第3号及び第4号の書類については、開催助成金交付要綱第10条の助成事業実績報告書を提出している場合は省略することができる。

（助成金の額の確定及び助成金の交付）

第10条 理事長は、第9条による実績報告があったときは、その審査を行い、交付する助成金の額を確定し、感染症予防対策支援助成金額の確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付の取消）

第11条 理事長は、申請者が助成金を他の用途に使用し、その他助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、第1項の場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年9月30日までに開催されるコンベンションに適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和4年3月31日までに開催されるコンベンションに適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和5年3月31日までに開催されるコンベンションに適用する。